

第 2 次宇都宮市環境基本計画の改定及び
(仮称)宇都宮市地球温暖化対策実行計画の策定について
中間答申書(骨子)

平成 2 7 年 3 月 日

宇都宮市環境審議会

はじめに

本市では、「環境都市」の実現に向け、平成23年2月に策定した「第2次宇都宮市環境基本計画(以下「基本計画」という。)」に基づき、環境負荷の低減や資源の循環利用などに取り組んできたところである。

また、地球温暖化対策については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき平成19年2月に策定した、市域における総合的な施策の推進を図る「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」と本市自らの事務事業を対象とした「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン」により、温室効果ガス排出量の削減に向けた、様々な施策・事業を推進しているところである。

このような中、本市を取り巻く環境問題は、ごみ等の身近なものから、地球温暖化対策や生物多様性の保全などの地球規模のものまで、複雑・多様化している状況である。

また、東日本大震災を契機に市民意識が大きく変化し、エネルギー需給や経済活動、都市形成等において、環境の観点からも見つめなおすことが求められており、国においても都市の低炭素化に関する法律の施行やエネルギー政策に関連する計画、温室効果ガスの削減目標などが大きく見直されている。

さらに、今後直面する、少子・超高齢社会、人口減少時代の到来、環境問題への対応や、効率的で健全な都市経営を行う上で、コンパクトで自由・快適に移動できるまちづくりが必要となっている。

当審議会は、このような基本的な認識に立ち、これらの環境問題や多様化したニーズ等や国の法制度に的確に対応し、市民と事業者と行政が連携して持続可能な環境都市の実現に向けて取り組むことができるよう、平成26年3月から基本計画の改定及び宇都宮市地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)の策定に係る諮問について、調査審議を行ってきたところであり、その中間結果を取りまとめたので、ここに答申する。

1 第2次宇都宮市環境基本計画の改定及び(仮称)宇都宮市地球温暖化対策実行計画の策定に当たり留意すべき事項

(1) 本市の特性を生かした宇都宮らしい計画の策定

- ・ 平成27年度をピークに人口減少が始まり、都市間競争が激しくなることが予想されており、住みたくなるような魅力的な都市を築いていく必要がある。
- ・ 本市が掲げるコンパクトシティ化や総合交通ネットワーク政策、もったいない運動など、本市ならではの特徴的な政策を生かしながら、宇都宮らしい計画を作る必要がある。
- ・ 宇都宮らしさをいかに出していくかが重要である。
- ・ 「もったいない」は、他にはない運動で、外にアピールできることである。
- ・ 宇都宮市ならではの視点で市民に分かりやすい計画を作ることが重要である。 など

(2) 様々な分野と連携した戦略性、実効性の高い政策の構築

- ・ 少子・超高齢社会、人口減少などの時代潮流や市民等のニーズを的確に捉えることが重要である。
- ・ 環境、経済、社会の課題が非常に複雑に絡み合っており、逆の意味では、1つの課題解決が他の分野の課題解決につながる。また、環境、経済、社会の連携が重要である。
- ・ 農業や商業、工業地帯との関連性を考えておくことは大切であり、産業振興に、環境をどのように組み入れるかが重要である。
- ・ 安全・経済・教育・福祉など、全てが「環境」で集約されてくる時代であり、全てが環境につながっている。
- ・ 市民ニーズにとらわれすぎずに、技術革新を取り入れながら、進めて行きたい方向性と市民意識を総合した施策が必要である。

- ・ 環境都市の実現に特に効果のある政策・施策を重点化することが必要である。
- ・ 環境教育を考えたとき，教育委員会との連携がとても大切である。
- ・ 環境政策は，LRT，自転車の街の推進，交通政策と大きく関わっており，その整合性が取れたとき環境都市宇都宮ができる。 など

(3) 市民と共有できる環境都市の姿の明確化

- ・ 市民・事業者・行政のパートナーシップを通して，環境以外の分野も含めた大局的な形で，環境課題の解決に取り組んでいくことが極めて重要である。
- ・ 国の第4次環境基本計画で示されている持続可能な都市の要素である，市民生活や都市空間，社会の仕組みなどの側面から将来の都市の姿を描くことが重要である。
- ・ 現行の基本計画に掲げる基本理念「みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市うつのみや」の「環境都市」の姿が誰でもわかるよう明確化することが必要である。
- ・ 課題が解決されたときのイメージをはっきりとして計画をつくると，市民にとってわかりやすいものになる。 など

2 宇都宮市が目指すべき環境都市の姿について

(1) 環境都市の姿を描く上での留意点

- ・ 市民・事業者・行政が、各々の役割を認識し、それぞれが「同じ方向に向かっている」という一体感を持って、協働で環境課題の解決に当たることが重要である。
- ・ 環境都市の姿の検討に当たっては、環境課題が解決されることで、今後、どのように向上していくのか理想の姿を具体的に示し、市民・事業者が共通のイメージと共感を得られるように努めることが必要である。
- ・ このため、基本計画前期計画の評価や本市の地域特性、市民・事業者を対象にしたアンケート調査の結果を踏まえ、本市の現状や、国の法制度、社会情勢などを様々な角度から分析し、将来のトレンドを予想しながら環境都市の姿を描いていくことが重要である。
- ・ 市民・事業者とともに環境対策を進める意味からも、事業者に対するヒアリング調査、環境ワークショップ、有識者懇談会などから得られた意見等を、積極的に取り入れていくことが必要である。
- ・ 難しい専門用語や表現を避け、誰もが共通認識を得られるよう、分かりやすい表現にするべきである。
- ・ 図などを多用し、分かりやすく伝えることが必要である。
- ・ 都市の質を高めるためには、そこに住む人々の心を動かし、参加させることが大切であり、心を動かすような言葉を入れるべきである。など

(2) 環境都市を実現するために解決が必要となる課題

- ・ 住みやすいイコール環境にやさしい街づくりが大切であり未来の子どもたちのために、住みやすい安全・安心な街をつくるべきである。
- ・ 環境都市の実現には、各種調査等から導き出された以下の課題が解決されることが重要であり、これらが解決されたときの姿を検討する必要がある。 など

【低炭素に関すること】

- ・ 再生可能エネルギーの利活用や省エネルギー積極的に取り組むライフスタイルへの転換
- ・ 公共交通や先進的なモビリティによる環境負荷の低減
- ・ 異常気象や災害など地球温暖化によるリスクへの対応
- ・ 低炭素化を推し進める環境と経済が両立 など

【循環利用に関すること】

- ・ 廃棄物の削減や、資源循環へと促すサイクルの構築
- ・ 地域の資源を地域内で循環させる仕組みの構築
- ・ ごみの削減やリサイクルなど市民や事業者における環境配慮行動の更なる浸透 など

【調和と共生に関すること】

- ・ 今ある自然環境を守る都市と自然の調和
- ・ 快適な空間形成に向けた緑化や水と緑のネットワーク形成
- ・ 安心・安全な暮らしを確保するためのきれいな水・大気環境の保全
- ・ 増加する空き家等への対応 など

【推進基盤に関すること】

- ・ 市民や事業者と連携した環境学習，人材の育成の推進
- ・ 市民協働による環境保全活動の促進
- ・ コンパクトシティ化を踏まえた環境の取組の推進
- ・ 環境・経済・社会など，総合的な都市力向上に目を向けた幅広い連携
- ・ もったいない精神で人と物を大切にするまちづくり など

3 おわりに

※「おわりに」は、第29回環境審議会の御意見をもとに作成する予定